

目黒区学童保育クラブ利用基準（利用基準指数）

申請数が学童保育クラブの受入人数を上回った場合、利用基準指数（＝基準指数+調整指数）の高い方から利用決定します。

基準指数（保護者等の状況） ※「保護者等」とは、父母又はそれに代わる方（現に児童を監護している方）です。

保護者等のポイントが異なった場合は、指数の低い方のポイントを適用します。

例：基準指数が父親10ポイント、母親8ポイントの場合、8ポイントを適用します。

保護者等の状況		勤務日数 (日曜日を除く)	片道の通勤時間を含む勤務終了時間 ※勤務時間が1日4時間未満は、就労要件に該当しません。	基準 指数		
就労	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会社員や公務員など雇用契約をしている ◆ 自営(個人事業主) <ul style="list-style-type: none"> ・親族経営の事業所と雇用契約をしている場合 ・会社経営・自営業の場合(事業主や第三者から就労の証明がとれない場合を含む) 	週5日以上	午後5時以降	10		
			午後4時から午後5時前	9		
			午後3時から午後4時前	8		
		週4日	午後5時以降	9		
			午後4時から午後5時前	8		
			午後3時から午後4時前	7		
		週3日	午後5時以降	8		
			午後4時から午後5時前	7		
			午後3時から午後4時前	6		
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 協力者（給与が発生していない方） <ul style="list-style-type: none"> 協力者…自営業等で事業中心者の補助的作業に従事し、給与が発生していない方。 	週5日以上	午後5時以降	9		
			午後4時から午後5時前	8		
			午後3時から午後4時前	7		
		週4日	午後5時以降	8		
			午後4時から午後5時前	7		
			午後3時から午後4時前	6		
		週3日	午後5時以降	7		
			午後4時から午後5時前	6		
			午後3時から午後4時前	5		
就学又は技能訓練中	就労のための技能取得等 (就労のための就学等を指します。在学証明書・カリキュラム等の提出が必要です。)			就労に準ずる		
疾病	入院（入院期間中） (現在入院中か、医師の指示により1か月以上の入院が決定している場合です。その他、緊急を要する場合は、ご相談ください。)			10		
	居宅内療養	常時病臥（自宅安静等を含む）、精神性疾患又は感染症		9		
		通院※		6		
障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度			10		
	身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳3級、愛の手帳4度			8		
看護・介護付添い※	1か月以上の入院患者等の看護			7		
	1か月以上の通院等の付添い			6		
	1か月以上の自宅療養者の看護または介護			5		
採用内定者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 4月末日までの採用が内定しており、「勤務証明書」「採用予定証明書」の勤務内容が申請時に未確定な方 ⇒「勤務証明書」「採用予定証明書」に勤務日数や勤務時間等が明示されている場合は、それをもとに基準指数を割り出します。 ◆ 「求職中」で学童を利用（年度内の2か月を限度）しており、次年度申請をする方（申請には「申出書」の提出が必要です。） ⇒同申請期間に、就職が決まり勤務証明書を提出した場合は、基準指数を新たに算出します。2か月を過ぎても求職中の場合は、利用要件を満たさないため退所及び次年度の申請は無効となります。 			5		
その他	出産	労働基準法に定める産前産後の休暇期間(日数) (出産後の育児休業期間は含みません。育児休業期間は利用要件がなくなり退所となります。)		特例		
	災害等	災害等による家屋の損傷や復旧のため児童を家庭で保育することができない場合		特例		

※ 午後3時から午後6時15分の時間帯に保育を必要とすると認められれば、時間にかかわらず記載されている指標となります。

調整指數（児童本人及び世帯の状況）

学年

1年生	+ 4
2年生	+ 2
3年生	+ 1
4年生以上	0

障害のある児童

特別支援学校又は特別支援学級（固定学級）に在籍している児童
又は身体障害者手帳又は愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している児童

+ 3

世帯の状況等

<p>◆ ひとり親世帯又は両親不在</p> <p>提出書類：戸籍謄本の写し（離婚調停中の場合は、事件係属証明書等）※公簿による確認に同意する場合は、提出不要です。学童保育事業利用申請書の□に☑してください。</p> <p>※ひとり親世帯…別居して生計を異にしている世帯を含みます。ただし、単身赴任による別居は含みません。</p> <p>※両親不在…児童が両親と生活を共にしておらず、親以外の保護者に養育されている状況。</p>	+ 3
<p>◆ 単身赴任</p> <p>提出書類：勤務地、赴任期間の記載がある勤務証明書</p>	+ 2
<p>◆ 通年で毎月長期出張（1か月15日以上）がある</p> <p>提出書類：直近1年間の実績表（毎月の長期出張が確認できるもの）</p>	+ 1
<p>◆ 就労等していない在宅の同居親族</p> <p>利用期間において、自立した日常生活が可能な65歳未満の祖父母がいる</p> <p>提出書類：勤務先等就労状況や健康状態等の証明書類(提出によりマイナス調整指數の対象外になります。)</p>	- 2
<p>◆ 就労等していない親族</p> <p>利用期間において、自立した日常生活が可能な65歳未満の祖父母が同一敷地内または自宅周辺にいる</p> <p>提出書類：勤務先等就労状況や健康状態等の証明書類(提出によりマイナス調整指數の対象外になります。)</p> <p>※同一敷地内…「同じ住所地」又は「同一の集合住宅内」に居住する状況。</p> <p>※自宅周辺…地図上で半径200メートルの範囲。</p>	- 1

区立小学校通学区域と希望する学童保育クラブの関係

教育委員会が定めた区立小学校の通学区域（調整区域を含む）に対応する学童保育クラブ以外を希望する児童が現在住んでいる住所の学童保育クラブ区域▶「V. 学童保育クラブ一覧」（15-17頁）参照

- 1

児童の出席状況

児童が習い事等により、保育を必要とする日に定期的な欠席や早退をする場合、以下のような調整の対象になります。
※定期的…各月4週の内、曜日に関係なく毎週1日以上を習い事等により欠席・早退する場合を指します。

欠席	週5日の保育が必要だが、習い事等で週3日の出席 又は 週6日の保育が必要だが、習い事等で週4日の出席	-2
	週4日の保育が必要だが、習い事等で週3日の出席 又は 週5日の保育が必要だが、習い事等で週4日の出席 又は 週6日の保育が必要だが、習い事等で週5日の出席	-1
早退	定期的な習い事等で午後4時まで（午後4時を含む）に早帰りすることが週1回以上ある ※1週間の合計を加算しますので、週の中で、2日ある場合は、 $-0.5 \times 2 = -1$ ポイントとなります。	-0.5

- ・在籍児童は、前年度（令和7年度）の利用実績（出席状況）を確認します。
- ・新規利用児童は、令和8年度の利用予定（「学童保育事業利用申請書」裏面）を確認します。
- ※ 学童保育クラブの開設時間は、学校登校日において午後3時から6時15分の時間帯をいうため、午後3時前（3時を含まない）の早退は、欠席扱いとなります。
- ※ 目黒区立小学校の夏休み期間の出欠は「児童の出席状況」及び「出席率」に含みません。

利用基準指数が同ポイントの場合の判定方法

利用基準指数（＝基準指数+調整指数）が同じポイントとなった場合は、以下の判定要件によって利用児童の順位を決定します。

判定順位	要件
1	希望学童保育クラブが、居住する学校区域の学童保育クラブである児童
2	両親不在家庭・ひとり親家庭に属する児童
3	低学年の児童
4	保護者の就労日における出席率が高い児童（学童保育クラブ在籍児童のみ）※
5	複数の保護者等の利用基準指数を加算し、算出されたポイントが高い児童
6	適用された保護者等の基準指数（調整指数を加えない指数）が高い児童
7	複数の保護者等の基準指数（調整指数を加えない指数）の合計が高い児童
8	同居の親族がいない児童
9	在宅の親族が同一敷地内にいない児童
10	低年齢の弟妹がいる児童 (弟妹の有無で順位が決まらない場合は、以下の順で判定します) ①就学前の弟妹の人数が多い児童 ②小学生以下の兄弟姉妹の人数の多い児童 ③弟妹のうち、一番年下の児童の年齢

*上記でも順位に差が出ず判定ができない場合は、抽選で決定します。

※例年の出席率算出方法

保護者等の就労日が週3日、その児童が週3日の出席であれば出席率（令和7年度利用実績）は100%です。